

狂犬病予防集合注射(登録も可)

- 対象：注射・登録ともに生後91日以上の子犬
- 料金：[注射] 3,000円 [登録] 3,000円
[注射+登録] 6,000円
- 持ち物：料金、市からの通知はがき(登録済みの方には、3月末に送付します)、印鑑

	とき	ところ
4/14(火)	9:40~10:00	横浜集落生活改善センター
	10:20~10:30	阿善ふれあい会館
	11:00~11:15	赤崎区民センター
	13:30~14:20	栗野公民館
15(水)	14:40~15:00	筋生野集落生活改善センター
	9:40~9:50	浦底ふれあい会館
	10:10~10:20	縄間ふれあい会館
	10:50~11:10	沓見公会堂
	13:30~14:10	ひばりヶ丘町会館
17(金)	14:30~15:00	桜ヶ丘団地集会所
	9:30~10:00	市立体育館
	10:20~10:50	二州健康福祉センター
	13:30~14:00	三島町1丁目会館
19(日)	14:20~14:50	松原公民館
	13:00~13:40	市役所
	21(火)	9:30~10:00
10:30~10:50		疋田第2会館(元愛発児童館)
11:10~11:20		杉箸診療所
13:30~14:00		新和町会館
14:15~14:45		若葉町会館
22(水)	9:30~9:40	葉原区公会堂
	10:00~10:30	東郷コミュニティセンター
	10:45~11:00	吉河集落生活改善センター
	13:30~13:50	市野々ふれあい会館
	14:10~14:40	古田刈町内公民館

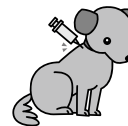
市内の動物病院でも

注射と登録ができます

- ▶詳しくは下記の病院にお問い合わせください。
- ▶料金と市からの通知はがきをご持参ください。

病院名	住所	電話番号
●奥野動物病院	古田刈 67-517	☎20-1122
●田辺獣医科病院	木崎 43-17-2	☎22-1094
●森獣医科	本町 1-14-3	☎24-2803
●山下動物病院敦賀分院	元町 7-17	☎25-5319

1年に1回、 狂犬病予防注射を!



室内飼育犬の接種率が低い傾向にあります。室内飼育犬も

室内飼育、室外飼育に関わらず、生後91日以上の全ての犬に「登録」と「狂犬病予防注射」が義務付けられています。左記の日程表のとおり狂犬病予防集合注射を実施しますので、1年に1回接種してください。

犬の登録と狂犬病予防注射を受けましょう



狂犬病予防法では、登録済みの「鑑札」と「予防注射済票」を犬の首輪などに付けることが義務付けられています。



登録鑑札を付けましょう



必ず接種してください。また、登録した犬が死んだり、飼い主や住所が変更した場合、必ず市役所に届け出てください。

もし飼い犬が迷子になったら、家の周りや犬が好んでいる場所を探すとともに、できるだけ早く二州健康福祉センター(☎22-3747)に、犬がいないなくなった日時、場所、特徴などを連絡してください。

問合せ先 環境・廃棄物対策課 ☎22-8121

ペットの飼い主様、
これから飼い主になる皆さん、

ペットとの約束、 守られていますか。守れますか。

ペットは、飼い主の生活に潤いや喜びを与えてくれるとともに、大切な家族であり、かけがえない存在です。

しかし、飼い主としてのマナーを守らなければ、大切な家族であるペットが周囲の人に迷惑をかけたたり危害を及ぼすこととなります。地域の皆さんと快適に共存できるように、飼い主としてのマナーを守りましょう。

- これから数年〜数十年、毎日世話をしてくれますか。
- 寿命がくるまで、面倒を見てくれますか。
- 健康に気を配ってくれますか。
- いつもきれいにしてくれますか。
- 快適に暮らせるよう考えられますか。
- 周りに迷惑をかけないようにしてくれますか。
- いつでも変わらずに愛してくれますか。

排泄物の始末

市には、飼い犬や飼い猫のフンの苦情相談が多く寄せられています。

ペットは自分でフン尿の始末はできません。散歩をする時は、袋や水を入れたペットボトルなどを持参し、フンは持ち帰る、尿は洗い流すなど、必ず飼い主が責任を持って始末しましょう。また、公園や道路、商店街などの公共の場所や他人の土地・建物を汚さないようにしましょう。



「動物の愛護及び管理に関する法律の改正」(平成25年9月1日施行)

- ①飼養する動物がその命を終えるまで飼養すること(終生飼養)が飼い主の責務として追加されました。飼い主や動物を取り扱う方は、適切な給餌や給水、必要な健康管理、動物の種類や習性を考慮した環境の確保を行い、最後まで愛情と責任を十分に自覚して飼育することが求められています。
- ②愛護動物に対し、みだりに、餌や水を与えずに衰弱させたり、病気やケガを放置したり、フン尿や死体が放置された不衛生な場所で飼うなど、虐待を行った者、または愛護動物を遺棄した者は100万円以下の罰金が科せられます。